

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

平成30年10月

兵庫県人事委員会



兵人委第1205号

平成30年10月29日

兵庫県議会議長 松本隆弘様

兵庫県知事 井戸敏三様

兵庫県人事委員会委員長 太田和成

兵庫県人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条第2項及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。



## 報 告

### 1 本年の報告及び勧告に当たって

本委員会の給与等に関する報告及び勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として重要な役割を果たすものであり、社会一般の情勢を的確に把握し、職員の給与をはじめとして、適切な勤務条件を保つことを通じて県民の理解を得てきている。

職員の給与に関しては、地方公務員法に基づき、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとする均衡の原則のもとで、毎年、職員の給与水準を民間の従業員と均衡させること（民間準拠）を基本としている。

給与は、職種を始め、役職段階、学歴、年齢、勤務地域に応じてその水準が定まっていることから、公務と民間企業の給与を比較する場合、両者の単純な平均値で比較するのではなく、給与決定要素を合わせて同種・同等比較することが適当である。このため、民間給与との比較は、県職員の行政職とこれに類似する事務・技術関係職種の民間企業従業員を対象としたうえで、主な給与決定要素である役職段階、学歴等を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、本県職員の人員数のウェイトを用いてラスパイレス比較を行っている。

調査対象企業規模については、民間企業従業員の給与をより広く把握し、本県職員の給与に反映させる観点から、平成18年にそれまでの100人以上から50人以上に引き下げた。これは、企業規模50人以上の多くの民間企業においては、

公務と同様、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能であることによる。

近年の職員給与を見ると、昨年は、民間企業における賃金の引上げを図る動きを反映し、月例給、期末・勤勉手当ともに4年連続で引上げとなった。また、平成20年4月から実施されている給与の抑制措置については、平成27年度から段階的に縮小を図りつつ継続されており、平成30年度では、給料は管理職を対象に0.8%から1.4%の減額、期末・勤勉手当は本庁の課長級以上を対象に0.5%から3.5%の減額、管理職手当は一律20%の減額が実施されている。

こうしたなか、本年2月、知事から本委員会委員長に対し、行財政構造改革期間における様々な状況変化を踏まえ、公民比較のあり方について総合的に調査・検証を行うよう要請があった。本委員会としては、要請の趣旨を踏まえ、給与決定要素のうち役職段階について、現行の対応関係を定めた平成18年以降の職員構成の変化等を検証することとした。

本年の報告及び勧告に当たっては、以上のような職員の給与を取り巻く諸情勢を踏まえつつ、地方公務員法の規定に基づき、職員及び民間企業従業員の給与の実態を調査し、国家公務員や他の都道府県職員の給与の状況を考慮して、様々な角度から総合的に検討を行った。

## 2 職員の給与等

本委員会の給与勧告の対象とされている職員の数は、約43,800人（市町立学校県費負担教職員約18,200人を含む。）となっている。

また、調査対象外として、企業職員、病院事業職員及び技能労務職員があり、

その職員数は約6,100人となっている。

本年実施した「平成30年職員給与実態調査」（平成30年4月現在）による職員の給与等の状況は、次のとおりとなっている。

### (1) 平均給与月額

本委員会の給与勧告の対象とされている職員にかかる平均給与月額は、「最終2カ年行財政構造改革推進方策」に基づく給与抑制措置を受け、給料353,103円、扶養手当10,098円、地域手当27,063円、その他手当31,572円、計421,836円となっている。

そのうち、行政職（「行政職給料表適用者」をいう。以下同じ。）についてみると、給料340,944円、扶養手当10,279円、地域手当28,043円、その他手当31,724円、計410,990円となっている。

### (2) 職員数及び職員構成

職員は、総数43,787人、平均年齢41.3歳、平均経験年数19.0年となっている。男女別構成比は、男性64.8%、女性35.2%、学歴別構成は、大学卒79.5%、短大卒5.0%、高校卒15.5%、中学卒0.0%、年齢別構成は、19歳以下0.6%、20歳台18.3%、30歳台26.5%、40歳台25.1%、50歳台29.5%、60歳以上0.0%となっている。

なお、行政職についてみると、職員数7,363人、平均年齢43.8歳、平均経験年数22.0年となっている。

(参考資料 第1 職員給与関係資料 参照)

## 3 民間の給与等

職員と民間企業従業員の給与の精密な比較を行うため、企業規模50人以上、

かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所2,147のうちから、層化無作為抽出法によって抽出された474の事業所を対象に、人事院及び神戸市人事委員会等と共同で「平成30年職種別民間給与実態調査」を実施し、県職員の職務と類似する職務に従事する者76職種、約19,500人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた所定内給与及び所定外給与の月額等を実地に詳細に調査した。

また、各民間事業所における初任給の状況及び給与改定の状況等についても、引き続き調査した。

## (1) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った民間事業所は、大学卒で41.5%（昨年41.5%）、高校卒で27.1%（同27.2%）と、ともに前年度並みとなっている。そのうち、初任給について、増額を行った事業所の割合は、大学卒では41.2%（昨年40.2%）、高校卒では41.0%（同40.6%）となっており、減額を行った事業所はいずれも0.0%（同0.0%）となっている。

また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で205,333円、高校卒で167,227円となっており、昨年と比べ増額となっている。

## (2) 給与改定の状況

民間事業所の給与改定の状況は、別表第1に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は31.0%（昨年30.6%）と、昨年に比べ僅かに増加したが、一方で、ベースダウンを実施した事業所は0.0%（同0.0%）となっている。なお、ベースアップの慣行のない事業所の割合は59.8%（同60.0%）と減少している。

定期昇給の実施状況は、別表第2に示すとおり、一般の従業員（係員）に



ついて、定期昇給を実施した事業所の割合は89.1%（同89.1%）となっている。昇給額については、昨年に比べ増加となっている事業所の割合は22.5%（同21.8%）、減少となっている事業所の割合は5.1%（同5.2%）と、昇給額増加となっている事業所の割合が昨年に比べ増加している。

（参考資料 第2 民間給与関係資料 参照）

## 4 職員給与と民間給与の比較

### (1) 月例給

#### ア 公民比較方法の見直し

「1 本年の報告及び勧告に当たって」に記載した知事からの要請の趣旨を踏まえ、本委員会においては、別添「公民比較方法の検証について」に記載のとおり、職員構成の変化等を検証したうえで、公務と民間企業を比較する給与決定要素のうち役職段階について、現時点で適切な対応関係となるよう見直しを行い、本年の公民較差に反映した。

#### イ 公民較差とその要因

「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果を用いて、職員にあつては行政職、民間企業従業員にあつては行政職に類似する事務・技術関係の職種の者について、見直し後の対応関係に基づき、役職段階、学歴等が同等であると認められる者同士の給与を対比させ、民間企業従業員の人員構成を本県職員の人員構成に置き換え、役職段階、学歴等ごとに給与を加重平均するラスパイレス方式による比較を行った。

この結果、別表第3に示すとおり、一人当たり平均して、職員給与は民間従業員給与を2,992円（0.74%）下回っている。この較差は、「最終2カ年行財政構造改革推進方策」に基づく給与の抑制措置について、一般職

員は平成29年度末で解消されたものの、管理職は給料及び管理職手当の減額措置が引き続き講じられていることによるものであり、この措置の影響分を除くと、職員給与は民間企業従業員給与を99円（0.02%）下回っている。

今回の公民比較方法の見直しでは、公務と比較する民間企業の役職段階を下位の区分に見直したため、公民比較上の民間企業給与が減少し、公民較差を引き下げる結果となった（公民較差への影響額：△8,435円）。

また、職員給与については、昨年の労使協議の結果を受け、これまで行財政構造改革による減額措置とされてきた地域手当の相当分を公民較差の算定に含めたこと、昨年の公民較差を解消するため、期間を限定して実施された給料月額に加算措置が本年3月で終了したこと等により、前年を大きく下回ることとなった。

このように、本年の公民較差は、民間企業の給与水準の変動に加え、公民比較方法の見直しによる民間企業給与の減少、地域手当の減額相当分の較差への算入等による職員給与の減少という複数の要因を含んだものとなっており、結果として、これらの要因がほぼ均衡したため、公民較差は極めて小さなものとなった。

## (2) 特別給（賞与等）

前記の「職種別民間給与実態調査」により民間企業従業員の特別給（賞与等）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これに職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。

本年の「職種別民間給与実態調査」で、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給について調査した結果は、別表第4に示すとおり、平均所定内給与月額の4.46月分に相当しており、職員の

期末手当・勤勉手当の年間の支給月数（4.40月）を上回っている。

## 5 職員給与と国家公務員給与との比較

総務省による地方公務員給与実態調査によると、本県の一般行政職における給料月額について、行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員の俸給月額を100として計算したラスパイレス指数は、平成29年4月1日現在で99.7となっている。

## 6 最近の賃金・雇用情勢等

### (1) 民間賃金指標の動向

兵庫県企画県民部統計課の「毎月勤労統計調査地方調査」（事業所規模30人以上）による本年4月の兵庫県における民間事業所の所定内給与は、昨年4月に比べ3.3%増加している。また、所定外給与は11.1%増加しており、これらを合わせた、「きまって支給する給与」は、昨年にかけて4.0%増加している。

なお、パートタイム労働者を除く一般労働者では、所定内給与は0.6%増加している。

（参考資料 第4 労働経済関係資料 参照）

### (2) 消費者物価指数

総務省の「小売物価統計調査」によると、本年4月の神戸市の消費者物価指数は、全国と同様、昨年4月に比べて0.6%増加している。

（参考資料 第4 労働経済関係資料 参照）

### (3) 標準生計費

総務省の「家計調査」を基礎として、本委員会が人事院の定める方法により算定した神戸市における本年4月の標準生計費は、2人世帯279,850円、3人世帯290,050円、4人世帯300,230円となっている。

(参考資料 第3 生計費関係資料 参照)

### (4) 雇用情勢

総務省の「労働力調査」による本年4月の全国における完全失業率は、昨年4月の水準を0.3ポイント下回り、2.5%（季節調整値）となっている。

また、厚生労働省の調査による本年4月の兵庫県における有効求人倍率は、昨年4月に比べると、0.12ポイント上昇して1.38倍（季節調整値）となっているが、全国の1.59倍（同）を下回っている。

(参考資料 第4 労働経済関係資料 参照)

## 7 人事院の給与等に関する勧告等の概要

人事院は、本年8月10日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与について報告及び勧告を行うとともに、公務員人事管理について報告した。また、「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行った。

その概要は別表第5のとおりである。

## 8 職員の給与の改定等

### (1) 改定の基本的な考え方

職員の給与については、民間企業従業員の給与との均衡を図るため、公民較差を基本に、国家公務員及び他の都道府県職員との均衡等を考慮して、改

定する必要があるが、本年の職員給与の改定にあたっては、「最終2カ年行財政構造改革推進方策」に基づく管理職を対象とした給与抑制措置の影響分を除いた公民較差を基本とすることが適当である。

## (2) 給料表

人事院は、行政職俸給表（一）について、平均0.2%の引上げ勧告を行った。その際、総合職試験（大卒程度）、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）採用職員の初任給について、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、1,500円引き上げ、若年層についても1,000円程度の改定を行うこととし、その他については、それぞれ400円引き上げを基本とした。また、行政職俸給表（一）以外の俸給表についても、行政職俸給表（一）との均衡を基本に引上げ勧告をした。

前記のとおり、本県において「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果を用いてラスパイレス方式により職員給与と民間企業従業員給与を比較した結果、「最終2カ年行財政構造改革推進方策」に基づく給与抑制措置の影響分を除いた公民較差は99円（0.02%）と職員給与が民間企業従業員給与を下回っている。

この公民較差は極めて小さく、本来、給料表の改定等には至らない数値であるが、一方で、人事院及び他の多くの都道府県の人事委員会は俸給表又は給料表の引上げを勧告しており、従来から国に準じた給料表を採用してきた本県においては、これらの職員との均衡も十分に考慮する必要がある。

また、人事院は、俸給表の改定に際し、民間企業従業員の初任給との間に差があること等を踏まえて、初任給を含む若年層を重点的に引き上げているが、本県においても、民間企業従業員の初任給が公務を上回る状況となっ

おり、新規採用職員の初任給を引き上げる必要性が認められる。

このため、本年においては、人事院が勧告した国家公務員の俸給表の改定内容を考慮して給料表の改定を行うことが適当である。

あわせて、高等学校教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表については、全国人事委員会連合会が作成した「平成30年度教員給与に関する参考モデル給料表」の改定内容を参考に改定を行うことが適当である。

また、行政職給料表の適用を受ける40歳台や50歳台前半層職員の在職実態を踏まえ、これらの職員に対して勤務成績に応じた昇給機会を確保する観点から、行政職給料表5級について8号給の増設を行う必要がある。

### (3) 特別給（賞与等）

期末手当及び勤勉手当については、民間企業における支給状況並びに国及び他の都道府県の状況を考慮して改定を行う必要がある。

また、再任用職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様に改定を行う必要がある。

さらに、平成31年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分する必要がある。

### (4) 初任給調整手当

人事院は、医師に対する初任給調整手当について、医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し、支給限度額の引上げを勧告した。

本県においても、国及び他の都道府県の状況を考慮して改定を行う必要がある。

## (5) 宿日直手当

宿日直手当については、国家公務員に対する措置の状況を考慮して、改定を行う必要がある。

## 9 人事行政における諸課題

### (1) 人材の確保及び育成

複雑、高度化する行政課題に対応しながら、「兵庫2030年の展望」の目標である「すこやか兵庫」の実現をめざすため、知事部局においては、「時代の変化を機敏に読み取り、使命感や意欲をもって新たな政策課題を発見し、その解決に向けて、自ら考え、行動する職員が求められている」としている。

こうした考え方を踏まえ、多様で優秀な人材を確保するため、人物重視を基本として、従来から採用試験制度の見直しを行ってきた。今年度は、各職種において求める人材をより明らかにするため、行政A（大卒程度）、資格免許職、行政B（高卒程度）、経験者の各区分毎に受験年齢の上限の見直しを行った。

また、新卒者とともに人材確保の重要な柱である経験者採用試験において、若者の離職率が引き続き高い状況にあること、職員の年齢構成の平準化を図る必要があることから、試験の枠組みを見直し、採用枠を拡大するとともに、処遇の改善を図った。

しかしながら、若年人口の減少や民間企業の高い採用意欲を背景に、人材確保は依然として厳しく、本年度採用試験の競争倍率は近年になく低調なものとなった。このため、広報活動をより一層強化し、多くの意欲ある受験者を確保する必要がある。若手職員をリクルーターとする出身大学における説明会、大学1～2年生を対象としたキャリア講座の拡充、インターンシップの一層の活用に加え、女性を対象とした新たな職員ガイダンスの開催等によ

り、県の施策のPRとあわせ、県職員の魅力とやりがいを、幅広い在学者に対し、積極的に情報発信していく。また、本県へのU J Iターンの促進を図る観点から、県外においても、積極的な広報活動を展開していく。

なお、身体障害者の採用について、一部の任命権者においては、法定雇用率を下回る状況にある。単に法定雇用率の達成だけでなく、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を踏まえ、その積極的な採用に努めていく必要がある。

また、獣医師については、全国的に人材確保が困難な状況にある中、優秀な職員を採用するため、受験年齢の見直しや適切な処遇のあり方等を検討していく必要がある。

本県では、男女共同参画を推進するため、特定事業主行動計画にも位置づけられている「第6次男女共同参画兵庫県率先行動計画－ひょうごアクション8－」を今年度策定し、女性職員の採用に関する目標のほか、部局長相当職及び副課長、班長・主幹相当職にも女性職員の登用目標を設定するなど、女性の職業生活における活躍を一層推進するための取組が進められている。女性職員の採用については、本年4月の採用者に占める女性の割合が40.5%となり、昨年度に引き続き目標とする40%を超えたが、さらに、採用説明会における積極的な広報等により、女性受験者の確保に努める。

また、女性職員の登用について、昨年実施された「男女共同参画に関する職員意識調査」では、30代以下の女性職員の約4割が「管理職となることに魅力を感じない」となったが、登用目標の達成に向け、一般職員の段階から様々な職務経験ができるよう、女性職員の職域拡大、ライフステージに応じた研修の充実やロールモデルの情報共有等、引き続き、具体的取組を進めて



いく必要がある。

県教育委員会及び警察本部においても、それぞれの特定事業主行動計画に基づき、引き続き女性職員の能力発揮や活躍を支える仕組みづくり等に取り組む必要がある。

あわせて、管理職や男性職員をはじめ、職場全体の意識を変えていくことが重要である。各任命権者においては、男女ともに働きやすい職場を目指し、引き続き、女性の活躍を支援する制度の十分な周知と男性職員の家事・育児への参加のさらなる促進等、互いに理解し協力しあう職場風土の醸成に取り組む必要がある。

また、県政課題の高度化や専門分化、採用抑制に伴う職員数の減少や若年層割合の低下等、職員をめぐる環境が大きく変化する中であっても、県民の要請に的確に対応できる持続可能な組織を構築していくことが求められる。このため、職員一人ひとりがそれぞれの持つ個性と能力を最大限発揮できるよう、管理監督職が組織の目的と業務の目標を明確に示し、職員全体でこれを共有し、一体となって遂行していくマネジメント能力を向上させることが極めて重要である。また、OJTの効果的な実践や職員自身による自学の促進等、人が育つ職場風土づくりにも十分意を用いる必要がある。

あわせて、職員の育成・能力開発と組織の活性化に向け、評価者が被評価者と人事評価結果を共有し、評価に基づく適切な指導・助言を行うなど、能力と実績に基づく人事管理に努めていく必要がある。

なお、昨年の報告・勧告の中でも言及したが、これらの人材確保及び育成については、10～20年後の職員配置の動向を見据えながら、中長期的な視点に立って、総合的に推進する必要がある。

また、職員一人ひとりがその能力を十分に発揮するためには、本県におけ

る人材育成の基本的な考え方を共有することも重要である。

このため、本県職員に求められる基本的な資質や必要な能力等の「人材育成の基本理念」、職員採用から人事配置と登用、研修や能力開発、人事評価等、今後重点的に取り組む「具体的な人材育成施策」を取りまとめた新たな「人材育成基本方針」を策定する必要がある。

## (2) 働き方改革と勤務環境の整備

### ア 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進

長時間にわたる超過勤務は、職員の心身の健康や公務能率のみならず、家庭生活にも大きな影響を及ぼすものであり、仕事と生活の両立を図る観点から、職場環境の整備を図っていく必要がある。

このため、本委員会としても、毎年、超過勤務の縮減の取組について報告している。

昨年度、知事部局等においては、「兵庫県庁ワーク・ライフ・バランス取組宣言」を行い、休日における超過勤務の原則禁止、超過勤務の上限時間の設定等を内容とする「超過勤務に関する規則」を制定し、「働き方改革推進委員会」のもとで、超過勤務の縮減に向けた取組がスタートした。各所属において、業務や超過勤務要因を総点検のうえ、業務の縮減や平準化、仕事の進め方の見直しを実施し、知事部局においては、昨年度は1月平均の超過勤務時間が前年度比5%減少となった。しかしながら、依然として長時間にわたる超過勤務がある所属が見受けられる。

このため、引き続き、これまでの取組の検証を行いつつ、実効ある超過勤務の縮減を着実に進める必要がある。

さらに、職員一人ひとりの意識改革にとどまらず、県庁組織全体として、政策形成プロセスの効率化や適正な職員配置を進めることも重要である。

また、教員については、通常の授業以外にも、部活動、生徒指導、保護者対応、地域との連携等、多岐にわたる業務を担っており、さらに、新学習指導要領の実施に伴い、業務量が増加している。こうした厳しい勤務実態の中、長時間勤務が常態化しており、その改善は喫緊の課題である。

県教育委員会においては、平成29年4月に、定時退勤日等の完全実施、業務の簡素化・効率化、勤務時間の適正な把握、仕事の進め方の改善等内容を教職員の勤務時間適正化のための「推進プラン」及び「先進事例集」が策定され、定時退勤日の設定等の取組が進められているところであるが、各学校における教員の勤務時間についての把握が十分になされていない状況にある。

勤務時間の適正化を図るためには、各学校のみならず、県教育委員会において、適切に勤務時間を把握するとともに、それを踏まえた対策に取り組む必要がある。

また、勤務時間の上限等、数値目標の設定が有効であることから、県教育委員会においては、文部科学省における学校の働き方改革の動向を注視しつつ、取組を進めていく必要がある。

さらに、長時間の時間外勤務者に対する医師の面接指導については、その実施率が低いため、実施率向上のための措置を一層進めていく必要がある。

教育現場の環境が一層改善され、教職員が児童生徒とゆとりを持って向き合う時間が確保されることが、兵庫の教育をより充実させていくとの観点から、県教育委員会が各市町教育委員会とも連携し、業務の見直し等、勤務時間の縮減に向けた実効性の上がる取組が強力に推進されるよう、本委員会としても、引き続き、その対応について注視していく。さらに、必要に応じ、県教育委員会との意見交換を進める。

年次休暇の取得促進については、事務業務の簡素化、年間を通じた計画的な休暇取得、休日と組み合わせた連続休暇の取得等に引き続き取り組む必要がある。

また、各任命権者においては、民間労働法制における年次有給休暇の時季指定に係る措置を踏まえ、年次休暇の取得を促進するため、一の年の年次休暇の日数が10日以上職員が当該年において年次休暇を5日以上確実に取得することができるよう配慮する必要がある。

## イ 仕事と家庭の両立支援の充実

有為な人材を確保し、職員一人ひとりの能力を十分に活用するためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が重要である。また、男女ともに育児・介護等により時間の制約がある職員の増加が見込まれる中、職員が能力を発揮し、公務に貢献できるよう、柔軟で多様な働き方の実現を図る必要がある。

本県においては、育児や介護と仕事の両立を支援するため、一部の職員を対象に在宅勤務制度やフレックスタイム制が導入されている。また、在勤庁に戻ることなく、出張先や研修先で業務が行えるよう、サテライトオフィスが本庁舎及び自治研修所に設置されている。さらに、職員がより多様な勤務形態を選択できる制度の検討にあたり、本年10月からは、現行のA・B勤務に加え、その前後30分に開始となる勤務区分を設定する「勤務時間の弾力化」を試行的に実施している。

これらの制度は、自らの事情に応じて柔軟で効率的な働き方を可能にするものであり、ワーク・ライフ・バランスを推進するための有効な取組の一つとなるよう、両立支援のための休暇制度の積極的な活用とあわせ、さらなる制度の運用を検討する必要がある。

特に勤務時間の弾力化の本格実施を検討する場合には、試行結果において、職員の意向や超過勤務の状況、県民サービスへの影響等を十分に検証する必要がある。

また、近年、交通用具を使用して通勤する者のうち、長距離通勤者の割合が増加傾向にある。ワーク・ライフ・バランスの推進のみならず、職員の健康管理や経済的負担、効率的な公務運営の観点からも、長距離・長時間通勤への対応について、今後、検討を進める必要がある。

## ウ 職員の健康管理

採用から退職まで職員が健康で働き続けられることは、本人や家族にとってかけがえのないことであり、また、効率的かつ質の高い行政サービスを提供する観点からも重要である。

しかしながら、健康問題により長期病休を取得している者は依然として多く、特に心の健康問題による者が長期病休者全体の約4割となっている。

心の健康対策については、①気づき支援と早期対応、②相談しやすい体制づくり、③療養中・復帰後のフォロー強化の3つの柱のもと、各任命権者が所属の管理監督職と密接に連携し、個別事例にきめ細かく対応することが重要である。

管理監督職においては、日頃から、職員との意思疎通を積極的に図り、職員の心身の状況を的確に把握する必要がある。また、職員健康相談、教職員メンタルヘルス相談、ならし出勤制度を積極的に活用し、職員がいきいきと働くことのできる職場環境づくりに、率先して取り組むことが求められる。

さらに、ストレスチェック制度については、メンタルヘルス不調の未然防止という目的を踏まえ、制度への職員の理解を進めるとともに、集団分

析結果を活用した職場環境の改善を進める必要がある。

職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、職場の効率的な運営にも支障をもたらすものであることから、今後もハラスメントの防止に向け、その趣旨の周知徹底、相談対応の充実等の取組を一層進める必要がある。

また、LGBT等性的マイノリティに関して、職員の意識向上のための研修や働きやすい職場環境整備等、ハード・ソフト両面にわたる取組に配慮していく必要がある。

### (3) 高齢期の雇用及び臨時・非常勤職員の任用等

#### ア 雇用と年金の接続

人事院は、複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であるとして、「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行った。

その中で、60歳を超える職員の年間給与について、民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60歳前の7割水準に設定することや、能力・実績に基づく人事管理を徹底するとともに、役職定年制の導入により組織活力を維持すること等が示された。

本委員会としても、国の動向を注視するとともに、現行の再任用制度の状況を考慮のうえ、60歳を超える職員の勤務形態の在り方について必要な検討を行っていく。

また、人事院は、国家公務員の再任用の状況について、厳しい定員事情等から下位の官職に短時間勤務で再任用される職員が多く、その能力及び経験を十分にいかしきれていないため、このまま再任用職員の占める割合が高まると、職員の士気の低下等により、公務能率の低下が懸念される状況にあるとしている。

本県における再任用の状況は、給与勧告の対象とされている再任用職員2,021人のうち、フルタイム勤務の職員数はほぼ半数の1,045人（51.7%）となっているが、職種ごとの偏りが大きく、それぞれの職種における制約や実情を踏まえた任用とされ、必ずしも全ての職員が希望どおりの任用形態となっていない状況が伺える。

各任命権者においては、厳格な定数管理や法令による配置基準等の制約がある中でも、再任用職員の士気を維持し、持てる力を最大限発揮して活躍できるよう、職員の希望にも配慮した配置に取り組む必要がある。

## イ 臨時・非常勤職員の任用等

昨年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員について、平成32年4月の法施行に向け、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、新たに創設する一般職の会計年度任用職員制度への必要な移行を図ることとされた。

各任命権者においては、多種多様な臨時・非常勤職員の勤務実態を踏まえたうえで、適正な任用、服務、給与その他の人事行政に関する制度の構築を進めていく必要がある。

本委員会としても、制度が適正かつ円滑に導入されるよう、必要となる規則の整備等について適切に対応していく。

## 10 おわりに

### (1) 公民比較方法の検証について

#### (検証の経緯と給与勧告への反映)

本県が実施してきた公民比較は、平成18年に国・地方自治体を通じて行われた「給与構造改革」による職務の級の新設・統合や比較対象企業の規模拡大等に伴う国家公務員の官民比較見直しにあわせ、国に準じて見直したものである。

この見直しから10年以上が経過する中で、本県においては、行財政構造改革による組織改編や定員削減等の取組が進められ、特に、公民比較の対象となる行政職において、職員構成等に大きな変化が生じている。

こうしたなか、本年2月、知事から本委員会委員長に対して、公民比較のあり方について調査・検証を行い、平成30年度の給与勧告に反映されたい旨の要請があった。

本委員会としては、要請の趣旨を踏まえ、公務と民間企業を比較する要素のうち役職段階に着目し、平成18年以降の職員構成の変化等を検証のうえ、現時点で適切な対応関係となるよう、従来の比較方法を見直し、本年の公民比較に反映した。この結果、較差は極めて小さいものとなった。

しかしながら、本県においては、従来から国に準じた給料表を採用しており、特に初任給や若年層の給与水準について、国や他府県との均衡を考慮する必要がある。また、今回の見直しが職員の給与水準を決定する公民較差に相当程度の影響を及ぼすことも考慮し、本年においては、国に準じた給与改定を行うよう勧告することとした。

#### (検証結果を踏まえた今後の対応)

今回の見直しは、行財政構造改革の目標年度を迎えるにあたり、改革期間



における様々な状況変化を踏まえ検証を行った結果であり、本委員会としては、見直しの時期や内容について、適切なものと考えている。

一方、この間、定員削減と給与抑制措置という、厳しい改革に直面してきた職員にとっては、今回の見直しが自らの給与水準に大きな影響を及ぼすものであるだけに、心情的に受け入れ難いとの意見があることも承知しており、こうした意見は真摯に受け止める。任命権者にも十分に認識していただきたい。

さらに、今回の検証等でも明らかになったように、行政職においては、職務・職責の範囲を超えて業務に従事しているケースが生じていることや、中堅層の職員数が減少し、年齢構成の平準化が必要となるなど、職員構成について様々な課題が生じている。

行政サービスを的確に提供する業務執行体制の確保という面だけでなく、給料表に規定する職務の級と実際の職務・職責との適切な対応という観点からも、任命権者において、職員の採用や班編成等の組織検討を通じ、早期にこれらの課題の解決に向けた取組を進める必要がある。

本委員会においては、今回の見直しは、本県行政職の現状を客観的・外形的にとらえた当面の措置とし、今後も、職員構成の変化等の状況を見極めながら、適宜、比較方法のあり方について検討していきたい。

## (2) 人事委員会の給与勧告制度について

人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約に対する代償措置として設定されたものであり、地方公務員法に規定する給与決定の原則に基づき、適正な給与水準を確保する仕組みとして定着している。

また、公務員の勤務条件等について、県民に対する説明責任を果たし、理

解と支持を得るための重要な役割を担っている。

さらに、この制度は、県政の各分野において職務に精励している職員の努力や成果に報いる一方、人材の確保や良好な労使関係の構築にも寄与している。

県議会及び知事におかれては、勧告制度の意義や役割に理解を示され、今回の報告及び勧告について、適切に対応されるよう要請する。

また、本委員会の勧告に基づく給与改定とは別の観点から、10年余にわたり実施されてきた行財政構造改革による給与抑制措置は、管理職については継続、一般職については平成29年度末で解消とされているが、今後の給料及び諸手当等の検討にあたっては、この間の経緯を常に念頭に置きながら、職員のモチベーションの維持・向上に十分配慮されるよう、あわせて要請する。

## 公民比較方法の検証について

### 1 調査方法

#### (1) 職員の実態調査

職員給与実態調査において、収集した個人別データを集計・分析した。

なお、これまでから勧告の基礎資料としているデータに加え、より詳細な職員構成（班単位）を把握するため、職員録等のデータも収集した。

#### (2) 民間企業従業員の実態調査

職種別民間給与実態調査において収集した調査データを集計・分析した。

また、本委員会が独自に行う付帯調査として、事務関係職種における役職段階の状況についても調査を行った。

### 2 検 証

職員の給与に関しては、地方公務員法に定める均衡の原則のもと、職員の給与水準を民間企業従業員と均衡させること（民間準拠）を基本としている。

公務と民間企業の給与水準を比較する手法としてラスパイレス方式を採用していること、また、比較対象とする企業規模、従業員、給与種目、比較要素の項目等については、国及び他の地方公共団体との均衡を図る観点や全国一律の調査という技術的な条件を考慮すると、現行の取扱いが適当である。

一方で、比較要素の項目（役職段階、勤務地域、学歴、年齢）のうち、役職段階については、職員と民間企業従業員で職責が同等の者同士を比較する必要があるが、現行の対応関係を定めた平成18年以降の本県の職員構成の変化等を踏まえ、現時点で適切な対応関係が維持されているか、検証する必要がある。

## (1) 職員構成の変化

行政職給料表適用者の級別職員数について、平成30年と現行の対応関係を定めた平成18年を比較した結果は表1のとおりであり、定員削減により行政職全体で3,000人の減となっている。

各級ごとの状況をみると、行政職（以下同じ）2級及び3級は、職員数が増加し、構成比も伸びている一方で、4級及び5級は、職員数が大きく減少し、構成比も下がっている。特に4級については、職員数が2,099人から612人と7割以上も減少し、構成比も△11.9ポイントと各級の中で最も大きく下げている。6級については、職員数は139人減と比較的小幅な減少に留まり、構成比では5.0ポイントの増加となっている。7級以上の級については、職員数は減少しているものの、構成比に大きな変化はない。

また、参考で示した国家公務員（行政職給料表（一）適用者）との構成比を比較すると、本県の4級（国3級相当）が低く、5級（国4級相当）及び6級（国5級相当）が高い結果となっている。

表1 級別職員数（行政職給料表）

		2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級	計
H30	職員数	791	652	612	2,547	1,614	702	307	106	30	1	7,362
	構成比	10.7%	8.9%	8.3%	34.6%	21.9%	9.5%	4.2%	1.4%	0.4%	0.0%	100.0%
H18	職員数	255	394	2,099	4,431	1,753	848	437	111	33	1	10,362
	構成比	2.5%	3.8%	20.3%	42.8%	16.9%	8.2%	4.2%	1.1%	0.3%	0.0%	100.0%
H30-H18	職員数	536	258	△ 1,487	△ 1,884	△ 139	△ 146	△ 130	△ 5	△ 3	0	△ 3,000
	構成比	+ 8.3	+ 5.1	△ 11.9	△ 8.2	+ 5.0	+ 1.4	△ 0.0	+ 0.4	+ 0.1	+ 0.0	

(参考) 国家公務員の級別職員数(行政職(一))

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
H30	職員数	13,592	12,447	34,997	35,762	20,133	15,662	3,746	2,190	1,311	253	140,093
	構成比	9.7%	8.9%	25.0%	25.5%	14.4%	11.2%	2.7%	1.6%	0.9%	0.2%	100.0%
県一國	構成比	+ 1.0	△ 0.0	△ 16.7	+ 9.1	+ 7.6	△ 1.6	+ 1.5	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.2	

## (2) 対応関係の検証方法

比較要素の項目（役職段階、勤務地域、学歴、年齢）のうち、役職段階以外の項目については、条件を揃えて比較することが可能である。一方、役職段階については、公務、民間企業ともに重要な給与決定要素であることは共通しているが、その内容は、業務内容や規模、組織づくりの考え方などによって様々であり、形式的な職名をもって単純に比較することはできない。

このため、客観的に計ることのできる適切な指標により、公務と民間企業の組織における責任の大きさを揃えて同等の者同士を比較する必要がある、国家公務員の官民比較においては、組織階層と構成員数を指標として、公務の職務の級ごとに格付けている役職者と民間企業のライン職の従業員を対応させている。具体的には、民間企業のライン職の要件を国家公務員の役職者の平均部下数等を基に定めており、例えば、企業規模500人以上の事業所の「部長」では、対応する公務の「本府省課長」の約3分の2が該当する構成員「20人以上」を要件として定めている。そのうえで、企業規模100人以上500人未満及び50人以上100人未満の事業所については、対応する役職段階に一定の差を設けている。

このことを踏まえると、本県における対応関係の検証にあたっては、公務の役職者について、行政職等級別基準職務表（給与条例）の「基準となる職務」を基本とし、当該役職者の平均部下数等の状況が企業規模500人以上の事業所のライン職の要件と均衡しているかを確認することが適当である。

### (3) 検証作業

公務の役職者の「基準となる職務」と企業規模500人以上の事業所の対応関係及びライン職の要件を整理したものが表2である。

民間企業のライン職の中で部下数を要件として定めているのは、支店長・工場長（構成員50人以上）、部長（構成員20人以上）、課長（構成員10人以上）、課長代理（構成員4人以上）及び係長（直属の部下あり）である。

また、部下を要件としない係長より下位の役職については、主任（主任の職名を有する者）と係員（一般の事務員）の2段階に区分している。

表2 現行の対応関係（企業規模500人以上）とライン職の要件

公務		民間企業	
職務の級	基準となる職務 (等級別基準職務表)	現行の対応関係 (企業規模500人以上)	ライン職の要件
特10級	理事の職務	支店長、工場長 部長、部次長	支店長：構成員50人以上の支店の長 部長：2課以上又は構成員20人以上の部の長 部次長：部長に事故等のあるときの職務代行者
10級	本庁の部長の職務		
9級	本庁の局長の職務	課長	2係以上又は構成員10人以上の課の長
8級	本庁の課長の職務		
7級	本庁の副課長の職務	課長代理	課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者
6級	本庁の班長の職務		
5級	主査の職務	係長	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 係制のない事業所の主任のうち課長代理以上に直属し直属の部下を有する者
4級	主任の職務		
3級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務	主任	係制のある事業所において主任の職名を有する者
2級	定型的な業務を行う職務	係員	上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員

### ア 行政職6級以上の対応関係

民間企業の課長代理以上の職について、公務で対応する本庁の6級以上の役職者（理事を除く）の平均部下数は表3のとおりである。なお、ここでの平均部下数とは、当該役職者より下位の級の職員数を当該役職者数で除したものである。

「本庁の副課長」以上の級については、対応する民間企業のライン職の要件を満たしていると認められる。一方、「本庁の班長」については、担任意務を処理し、班長と同様に部下を有する「主幹」を加えて算定したところ、平均部下数は2.5人と、対応する民間企業の「課長代理」の要件である「部下4人以上」を相当程度下回る結果となった。

この傾向は、本庁の役職者のみならず、地方機関を含めた級別職員数を基に算出した「下位の級との職員数比率」（表4）においても同様である。ここで、6級の比率の推移をみると、平成18年は4.1人であったものが平成30年では2.9人と、目安となる4人を割り込む形で減少しており、定員

削減に伴う職員構成の変化が大きく影響していることがわかる。

表3 公務における平均部下数（本庁）

公務の役職	役職者数 (a)	下位の級の 職員数(b)	平均部下数 (b/a)
本庁の部長	10	2,092	209.2
本庁の局長	27	2,051	76.0
本庁の課長	126	1,880	14.9
本庁の副課長	175	1,629	9.3
本庁の班長（主幹を含む）	491	1,230	2.5
本庁の班長（主幹を除く）	315		3.9

※本庁の班長及び主幹は7級の職員を含む。

表4 下位の級との職員数比率（行政職）

		5級以下	6級	7級	8級	9級	10級
H30	職員数	4,602	1,614	702	307	106	30
	比率	—	2.9	8.9	22.5	68.2	244.4
H18	職員数	7,179	1,753	848	437	111	33
	比率	—	4.1	10.5	22.4	92.0	313.0

（参考）国及び他の都道府県の平均部下数

		4級以下	5級	6級	7級	8級	9級
H30 国	比率	—	4.8	7.5	35.4	62.3	105.7
H29全国	比率	—	5.0	10.2	44.3	121.6	244.3

※国はH30人事院勧告、全国はH29地方公務員給与実態調査を基に集計

また、本委員会では、今年の職種別民間給与実態調査の中で、独自に民間企業の役職段階に関する付帯調査を行っており、その結果は表5のとおりである。

これによると、「課長代理」を設置している事業所の80.9%が当該役職を管理職としている一方で、一段階下位の「係長」を管理職としているのは16.7%に留まっており、部下を有する役職の中でも、「課長代理」以上を管理職、「係長」を非管理職としている事業所が大勢を占めている。

公務においては、基準となる職務の中では、「本庁の副課長」以上が管

理職手当の対象となっており、実際の運用においても、6級以下の職員への支給は特殊なケースに限られている。

表5 民間企業の事務関係職種における役職段階の状況

役職段階	直属の部下あり		直属の部下なし	職を設置している事業所の割合
	管理職	非管理職		
支店長	100.0%	-	-	8.2%
事務部長	100.0%	-	-	36.5%
事務部次長	96.8%	3.2%	-	12.9%
事務課長	94.7%	5.3%	-	48.6%
事務課長代理	80.9%	19.1%	-	16.8%
事務係長	16.7%	83.3%	-	61.8%
事務主任	-	-	100.0%	28.4%
事務係員	-	-	100.0%	90.1%

以上を踏まえると、6級以上については、民間企業の「課長代理」ではなく、「係長」と対応させることが適当である。

## イ 行政職5級以下の対応関係

現行の対応関係では、民間企業の「係長」と公務の「主査」及び「主任」を対応させている。民間企業の「係長」では、直属の部下を有することを要件としているが、これは、対応する公務の「主査」及び「主任」において、班長その他の上司の職務を補助するため、班員のリーダーとして、班内の取りまとめや若手職員の指導を行うことを想定していることによる。

「2(1)職員構成の変化」で述べたとおり、4級及び5級は、平成18年と比較して職員数、構成比ともに大きく減少しており、特に4級は、職員数が7割以上も減少し、構成比も△11.9ポイントと各級の中で最大の減少となっている。こうした職員構成の変化や班制の導入を踏まえた現状を把握するため、職員録のデータを本委員会において独自に集計し、班（県民局の課を含む。以下同じ。）単位で詳細な職員構成を調査した。



その結果は、表6のとおり、一班あたりの5級以下の平均班員数4.12人のうち5級が2.43人と半数以上を占めている。また、表7のとおり、班員のうち最上位の級の割合は5級以上で95.7%を占めており、4級以下は極めて低い。これは、採用抑制が4級の多く在籍する年代層に大きく作用していることや、班制に伴い従前の係を統合する形で班を設置したため、係に比べて班の数が少なくなったことによるものと考えられる。

表6 公務における班の職員構成

職務の級	職員数 (a)	構成比 (a/3,838人)	一班あたりの 職員数 (a/678班)
6級以上	1,042	27.1%	1.54
5級	1,648	42.9%	2.43
4級	369	9.6%	0.54
3級	379	9.9%	0.56
2級	400	10.4%	0.59
合計	3,838	100.0%	5.66

} [班員]  
4.12人

表7 班員のうち最上位の級の割合

最上位の級	班数	割合
5級以上	649	95.7%
4級	14	2.1%
2級又は3級	15	2.2%
合計	678	100.0%

以上を踏まえると、4級の「主任」については、より上位の級の職員が班内に在籍しているケースが一般的であり、班員のリーダーとして班内の取りまとめ等の役割を担う職務とは認められないことから、民間企業の「係長」ではなく、直属の部下を要件としない下位の役職と対応させる必要がある。

民間企業における「係長」より下位の役職は「主任」と「係員」に区分されているが、部下を要件としないことから、「主任」については「主任の職名を有する者」、「係員」については「定型的な業務を行う、いわゆる

る一般の事務員」として定義されている。

この役職に公務の2級から4級までを対応させる必要があるが、4級の職員のみが主任の職名を有し、主任への昇任に合わせて3級から4級へ昇格するのに対し、2級と3級では職制上の段階は変わらず、2級から3級への昇格は昇任を伴わないことを踏まえると、民間企業の「主任」と公務の4級、民間企業の「係員」と公務の2級及び3級を対応させることが適当である。

#### (4) 対応関係の見直し

以上のように、公務の役職者の状況と民間の企業規模500人以上の事業所のライン職の要件を比較し、その対応関係について検証を行った。その結果、見直しの必要性が確認された一部の役職段階について、表8のとおり対応関係を改めることが適当である。

表8 企業規模500人以上の事業所の対応関係の見直し

公務	民間企業			
	企業規模500人以上の事業所		企業規模100人以上 500人未満の事業所 (現行)	企業規模50人以上 100人未満の事業所 (現行)
	現行	見直し後		
特10級	支店長、工場長 部長、部次長	支店長、工場長 部長、部次長	支店長、工場長 部長、部次長	支店長、工場長 部長、部次長
10級				
9級	課長	課長		
8級				
7級	課長代理	課長代理	課長	課長
6級				
5級	係長	係長	課長代理	課長代理
4級				
3級	主任	主任	主任	主任
2級				
	係員	係員	係員	係員

次に、企業規模100人以上500人未満及び50人以上100人未満の事業所の対応関係であるが、企業規模500人以上の事業所の対応関係を基に役職段階に一定の差を設けている。この差の設け方について明確な基準は存在しないが、公務の職務の級ごとに各企業規模の対応関係を比較すると、一段階規模の大きい企業と比較して一段階上位又は同位の役職段階となっている。

今回、企業規模500人以上の事業所の対応関係を見直した級のうち、6級については、「課長代理」から「係長」に見直したことにより、企業規模100人以上500人未満の事業所の「課長」と比較して2段階の差が生じることとなる。このため、6級に対応する企業規模100人以上500人未満の事業所の役職段階を「課長」から「課長代理」に改めることが適当である。また、その他の対応関係においては、一段階を超える役職段階の差は生じないため、現行の対応関係を維持することが適当である。

以上を踏まえ、公民比較の対応関係を表9のとおり改める。

なお、今回の検証は平成30年4月時点の職員構成や民間企業の状況を基に行ったことから、対応関係の見直しについても、本年の報告・勧告から適用する。

表9 公民比較の対応関係（見直し後）

※見直し箇所を網掛け

公務	民間企業		
	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模50人以上100人未満の事業所
特10級	支店長、工場長 部長、部次長		
10級			
9級	課長	支店長、工場長 部長、部次長	支店長、工場長 部長、部次長
8級			
7級	課長代理	課長	
6級	係長	課長代理	課長
5級			課長代理
4級	主任	係長	係長
3級	係員	主任	主任
2級		係員	係員

別表第1 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職 段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
	係員		31.0	9.2	0.0
課長級		26.7	8.6	0.0	64.7

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

別表第2 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職 段階	項目	定期昇給 あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 なし
			増加	減少	変化なし		
			係員	89.5	89.1		
課長級	81.8	81.5	18.9	5.2	57.4	1.0	18.2

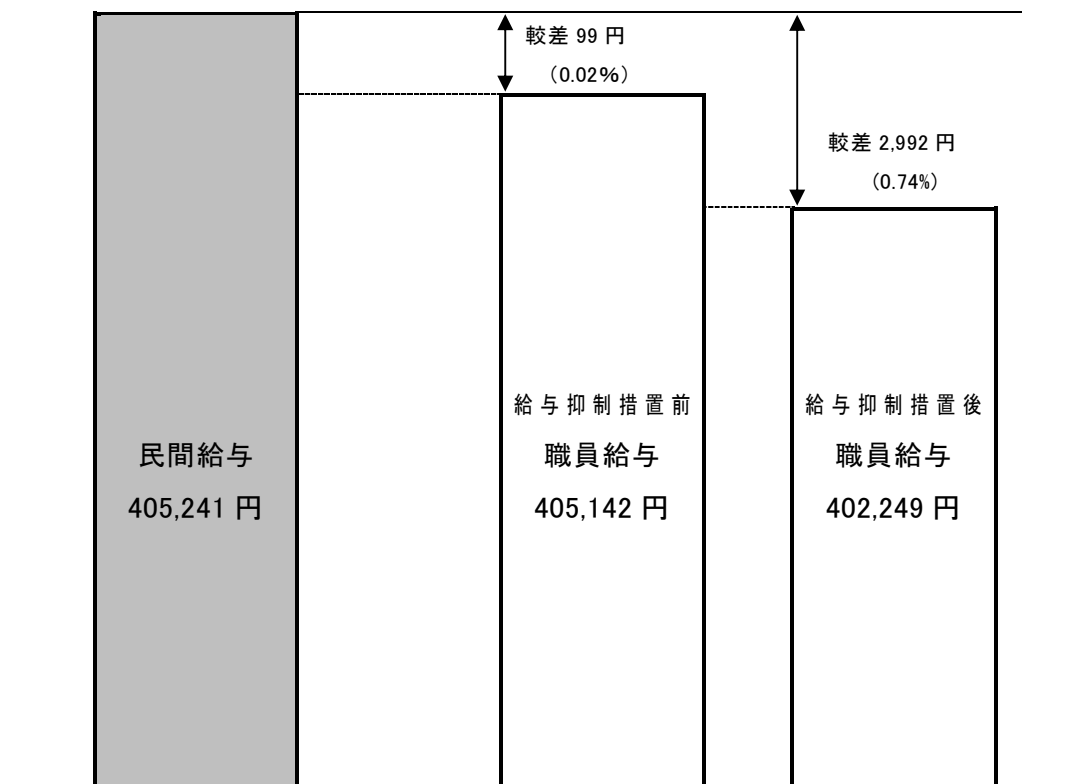
(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

別表第3 給与較差（行政職関係）

民間従業員の給与 (A)	405,241円
県職員の給与 (B)	405,142円 [402,249円]
較差 (A)-(B)	99円 (0.02%) [2,992円 (0.74%)]

(注) 1 (A)、(B)のいずれも本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。  
 2 [ ]内は第3次行財政構造改革推進方針に基づく給与抑制措置後の額。

[参考]



別表第4

## 民間における特別給の支給状況

項 目		区 分		事務・技術等 従 業 員	技能・労務等 従 業 員
		下 半 期 (A <sub>1</sub> )	上 半 期 (A <sub>2</sub> )		
平均所定内給与 月 額	下 半 期 (A <sub>1</sub> )	368,886円	286,328円		
	上 半 期 (A <sub>2</sub> )	369,618円	286,761円		
特別給の支給額	下 半 期 (B <sub>1</sub> )	812,700円	517,799円		
	上 半 期 (B <sub>2</sub> )	841,512円	542,365円		
特 別 給 の 支 給 割 合	下 半 期 (B <sub>1</sub> /A <sub>1</sub> )	2.20月分	1.81月分		
	上 半 期 (B <sub>2</sub> /A <sub>2</sub> )	2.28月分	1.89月分		
	計	4.48月分	3.70月分		
年 間 の 平 均				4.46月分	

(注) 1 下半期とは平成29年8月から平成30年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を県職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.40月である。

## 1 職員の給与に関する報告・勧告

事 項	概 要
民間給与との比較	(1) 月例給 官民較差 655 円 ( 0.16%) (2) 特別給 民間における支給割合 4.46 月
給与改定の内容	(1) 月例給 ア 俸給表 ① 行政職俸給表(一) 民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験(大卒程度)、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)に係る初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。 その他は、400円の引上げを基本に改定(平均改定率0.2%) ② その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし) イ 初任給調整手当 医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定 (2) 期末・勤勉手当 4.40月→4.45月(引上げ分は勤勉手当に配分)
その他	(1) 宿日直手当 宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定 (2) 住居手当 受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舎使用料の引上げも考慮して、必要な検討

## 2 公務員人事管理に関する報告

事 項	概 要
国民の信頼回復に向けた取組	<p>(1) 研修等を通じた倫理感・使命感の醸成 行政研修等において職業公務員として守るべき行動規範の認識を再度徹底。倫理に係る研修教材の作成・配布や啓発活動を着実に実施。幹部職員を対象に役割を再認識させる研修を実施</p> <p>(2) セクシュアル・ハラスメント防止対策 外部の者からのセクハラに関する相談窓口を設置することとともに、課長級職員・幹部職員への研修の義務化、新たな研修教材の作成等セクハラ防止に必要な対策を検討・措置</p> <p>(3) 公文書の不適正な取扱いに対する懲戒処分の明確化 公文書の不適正な取扱いに関する代表的な事例及び標準的な量定を「懲戒処分の指針」に追加。 公文書の偽造等や毀棄、決裁文書の改ざんの場合の標準的な量定は免職又は停職</p>
人材の確保及び育成	<p>(1) 人材の確保 政策的に企画立案し、適切に執行できる優秀かつ多様な人材を確保するため、人材に係るニーズと具体的に結び付けながら、各府省等と連携した施策を引き続き展開</p> <p>(2) 人材の育成 部下育成に資するマネジメント能力向上や、若手・女性のキャリア形成支援のための研修等を積極的に実施</p> <p>(3) 成績主義の原則に基づく人事管理 職員の昇任等に当たり倫理感を持った職務遂行や部下指導の状況について十分に留意することを徹底。人事評価結果の任用、分限、給与等への適切な活用に関し引き続き各府省を支援</p>
働き方改革と勤務環境の整備等	<p>(1) 長時間労働の是正 国家公務員の超過勤務等について、以下の事項等を措置 ・ 超過勤務命令の上限を人事院規則において原則1月45時間・1年360時間（他律的業務の比重の高い部署においては1月100時間・1年720時間等）と設定。大規模な災害への対応等真にやむを得ない場合には上限を超えることができることとし、事後的な検証を義務付け ・ 1月100時間以上の超過勤務を行った職員等に対する医師による面接指導の実施等職員の健康確保措置を強化 ・ 各省各庁の長は、休暇の計画表の活用等により、一の年の年次休暇の日数が10日以上職員が年5日以上年次休暇を使用できるよう配慮</p> <p>(2) 仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進等 本年3月に発出した両立支援に係る指針の内容の徹底、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成、心の健康づくりの推進、過労死等防止対策大綱に基づく取組の実施</p> <p>(3) ハラスメント防止対策 検討会を設けるなどして外部有識者の意見も聴きながら、公務におけるパワハラ対策を検討</p> <p>(4) 非常勤職員の適切な処遇の確保 非常勤職員の給与については、指針に基づく各府省の取組状況等を踏まえ、必要な指導。非常勤職員の休暇については、民間の状況等を踏まえて、慶弔に係る休暇について措置</p>



### 3 定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出

事 項	概 要
国家公務員の定年の引上げをめぐる検討の経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成23年、人事院は定年を段階的に65歳に引き上げることが適当とする意見の申出</li> <li>平成25年、政府は、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則として常勤官職に再任用すること、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに段階的な定年の引上げも含め改めて検討を行うこと等を閣議決定</li> <li>・ 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（閣議決定）において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」とし、関係行政機関による検討会で人事院の意見の申出も踏まえ検討した結果、定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討することが適当とし、論点を整理。平成30年2月、人事院に対し、論点整理を踏まえ定年の引上げについて検討要請</li> <li>・ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）においても、「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」等としている</li> </ul>
定年の引上げの必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少。意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題。民間では定年を引き上げる企業も一定数見られ、再雇用者の大多数はフルタイム勤務</li> <li>・ 公務では平成26年度以降、義務的再任用の実施等から、再任用職員は相当数増加。行政職(一)の再任用職員について、ポストは係長・主任級が約7割、勤務形態は短時間勤務の者が約8割。このまま再任用職員の割合が高まると、職員の能力及び経験を十分にいかしきれず、公務能率の低下が懸念。職員側も、無年金期間が拡大する中、生活への不安が高まるおそれ</li> <li>・ 複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要。これにより、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、雇用と年金の接続も確実に図られる</li> <li>・ 定年の引上げを円滑に進める観点からも引上げ開始前を含めフルタイム再任用拡大の取組が必要</li> </ul>
定年の引上げに関する具体的措置	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 定年制度の見直し             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一定の準備期間を確保しつつ定年を段階的に65歳に引き上げることとした上で、速やかに実施される必要</li> <li>・ 定年の段階的な引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間の雇用確保のため、現行の再任用制度（フルタイム・短時間）を存置</li> <li>・ 60歳以降の働き方等について、あらかじめ人事当局が職員の意向を聴取する仕組みを措置</li> </ul> </li> <li>(2) 役職定年制の導入             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、当分の間、役職定年制を導入</li> <li>・ 管理監督職員は、60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に降任又は転任（任用換）。任用換により公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、例外的に、引き続き役職定年対象官職に留まること又は他の役職定年対象官職に任用することを可能とする制度を設定</li> </ul> </li> <li>(3) 定年前の再任用短時間勤務制の導入             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、希望に基づき短時間勤務を可能とする制度を導入。新規採用や若年・中堅層職員の昇進の余地の確保、組織活力の維持にも資する</li> <li>・ 短時間勤務職員が能力及び経験をいかすためには、それにふさわしい職務の整備や人事運用について検討が必要</li> </ul> </li> </ol>

<p>定年の引上げに関する具体的措置</p>	<p>(4) 60歳を超える職員の給与</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「賃金構造基本統計調査」では、民間（管理・事務・技術労働者（正社員））の60歳前半層の年間給与水準は60歳前の約70%。「職種別民間給与実態調査」でも、定年延長企業のうち、60歳時点で給与減額を行っている事業所の60歳を超える従業員の年間給与水準は60歳前の7割台</li> <li>・ これらの状況を踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳前の7割水準に設定。役職定年により任用換された職員の年間給与は任用換前の5割から6割程度となる場合がある</li> <li>・ 具体的には、60歳を超える職員の俸給月額を60歳前の70%の額とし、俸給月額の水準と関係する諸手当等は60歳前の7割を基本に手当額等を設定（扶養手当等の手当額は60歳前と同額）。また、役職定年により任用換された職員等の俸給は、任用換前の俸給月額の70%の額（ただし、その額は任用換後の職務の級の最高号俸の俸給月額を上限）</li> <li>・ 60歳を超える職員の給与の引下げは、当分の間の措置とし、民間給与の動向等も踏まえ、60歳前の給与カーブも含めてその在り方を引き続き検討</li> </ul> <p>※ 上記の諸制度について、定年の引上げが段階的に行われる間も、役職定年制等の運用状況、能力・実績に基づく人事管理の徹底の状況、職員の就労意識の変化等を踏まえ、新たな定年制度の運用の実情を逐次検証し、円滑な人事管理の確保等の観点から必要な見直しを検討</p> <p>関連する給与制度についても、民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況、職員の人員構成の変化が各府省の人事管理に与える影響等を踏まえ、必要な見直しを検討</p>
<p>定年の引上げに関連する取組</p>	<p>(1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の在職期間を通じて能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直す必要。人事評価に基づく昇進管理の厳格化等を進める必要。人事院としても必要な検討を行う</li> <li>・ 勤務実績が良くない職員等には降任や免職等の分限処分が適時厳正に行われるよう、人事評価の適正な運用の徹底が必要。人事院としても分限の必要な見直しと各府省への必要な支援を行う</li> <li>・ 採用時から計画的に職員の能力を伸ばし多様な職務経験を付与するよう努めるほか、節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向把握等が肝要</li> </ul> <p>(2) 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スタッフ職が必要な役割を適切に果たし得る執行体制の構築や複線型キャリアパスの確立に努めた上で、60歳を超える職員が能力及び経験をいかせる職務の更なる整備を検討</li> <li>・ 定年の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるよう措置</li> <li>・ 職員の自主的な選択としての早期退職を支援するため、退職手当上の措置や高齢層職員の能力及び経験を公務外で活用する観点から必要な方策を検討</li> </ul>

## 別紙第 2

# 勸 告

本委員会は、職員の給与について、別紙第 1 の報告に基づき、所要の措置をとられるよう次のとおり勧告する。

### I 改定の内容

#### 1 給料表

給料表を別記のとおり改定すること。

#### 2 諸手当

##### (1) 初任給調整手当

ア 医師・歯科医師職給料表の適用を受ける医師及び歯科医師に対する手当月額の限度を368,800円とすること。

イ 医師・歯科医師職給料表以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学の専門的な知識を必要とする職にあるものに対する手当月額の限度を50,800円とすること。

##### (2) 宿日直手当

勤務 1 回に係る支給額の限度額を、通常の宿日直勤務は4,400円、医師又は歯科医師の宿日直勤務は21,000円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,400円とすること。

### (3) 期末手当及び勤勉手当

#### ア 平成30年6月期以降の支給割合

- (ア) 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.925月分（特定幹部職員にあつては1.125月分）とすること。
- (イ) 再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.45月分（特定幹部職員にあつては0.55月分）とすること。
- (ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

#### イ 平成31年6月期以降の支給割合

- (ア) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合を1.3月分（特定幹部職員にあつては1.1月分）とすること。
- (イ) 再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合を0.725月分（特定幹部職員にあつては0.625月分）とすること。

## II 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、2の(3)のイについては、平成31年4月1日から実施すること。

## 別記

## 行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	特10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	223,300	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	145,200	195,800	225,200	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	146,400	197,600	226,800	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	147,500	199,400	228,400	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	148,600	200,900	230,000	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	149,700	202,700	231,600	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	150,800	204,500	233,100	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	151,900	206,300	234,700	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	153,000	207,900	236,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	154,400	209,700	237,800	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	155,700	211,500	239,300	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	157,000	213,300	240,900	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	158,300	214,700	242,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	159,800	216,500	243,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	161,300	218,200	245,200	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	162,900	220,000	246,600	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	164,200	221,700	248,100	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	165,700	223,400	249,600	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	167,200	225,000	250,900	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	168,700	226,600	252,300	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	170,100	228,000	253,800	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	172,800	229,700	255,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	175,400	231,300	257,100	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	178,000	232,900	258,900	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	180,700	234,000	260,500	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	182,400	235,500	262,300	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	184,000	236,900	264,000	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	185,700	238,200	265,700	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29	187,200	239,500	267,600	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	188,900	240,700	269,500	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	190,700	241,700	271,300	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	192,400	242,900	273,100	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
	33	194,000	244,200	274,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
	34	195,400	245,300	276,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
	35	196,900	246,500	278,600	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
	36	198,400	247,800	280,300	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
	37	199,700	248,700	281,800	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
	38	201,000	250,100	283,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
	39	202,200	251,500	285,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
	40	203,500	252,900	287,400	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
	41	204,800	254,300	289,000	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
	42	206,100	255,700	290,700	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	528,100	
	43	207,400	257,100	292,500	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	528,900	
	44	208,700	258,400	294,300	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	529,500	
	45	209,800	259,600	295,800	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	530,000	
	46	211,100	260,900	297,500	349,600	370,300	397,500	439,000	469,100		
	47	212,400	262,300	299,000	351,100	371,200	398,200	439,400	469,500		
	48	213,700	263,600	300,600	352,600	372,100	398,900	440,100	469,800		
	49	214,800	264,700	302,200	354,200	373,000	399,500	440,600	470,100		
	50	215,900	265,800	303,900	355,000	373,800	400,100	441,000			
	51	216,900	267,100	305,500	356,200	374,600	400,600	441,400			
	52	218,000	268,400	307,200	357,200	375,400	401,000	441,800			
	53	219,100	269,400	308,100	358,100	376,100	401,400	442,200			
	54	220,100	270,500	309,600	359,200	376,800	401,700	442,600			
	55	221,000	271,800	311,100	360,100	377,500	402,000	443,000			
	56	222,000	273,100	312,700	361,200	378,200	402,300	443,300			
	57	222,400	274,000	314,300	362,100	378,700	402,600	443,600			
	58	223,300	275,000	315,900	362,800	379,300	402,900	444,000			
	59	224,100	275,900	317,500	363,500	379,900	403,200	444,300			
	60	224,900	277,000	319,000	364,200	380,600	403,500	444,600			

	61	225,600	278,100	320,500	364,600	381,000	403,800	444,900			
	62	226,600	279,100	321,700	365,200	381,700	404,100	445,300			
	63	227,400	280,000	322,900	365,900	382,300	404,400	445,600			
	64	228,300	281,000	324,100	366,600	382,900	404,700	445,900			
	65	229,000	281,500	324,800	366,900	383,300	405,000	446,200			
	66	229,800	282,400	325,700	367,600	383,900	405,300				
	67	230,700	283,100	326,500	368,300	384,500	405,600				
	68	231,700	284,000	327,300	369,000	385,100	405,900				
	69	232,400	285,000	328,200	369,300	385,500	406,100				
	70	233,100	285,800	328,600	369,900	386,000	406,400				
	71	233,700	286,600	329,300	370,600	386,500	406,700				
	72	234,500	287,400	330,100	371,200	387,100	407,000				
	73	235,300	288,200	330,900	371,500	387,400	407,200				
	74	236,000	288,700	331,600	372,100	387,800	407,500				
	75	236,700	289,100	332,300	372,800	388,200	407,800				
	76	237,300	289,600	333,000	373,400	388,600	408,000				
	77	238,000	289,800	333,500	373,800	388,900	408,200				
	78	238,800	290,100	334,100	374,300	389,200	408,500				
	79	239,600	290,300	334,600	374,900	389,500	408,800				
	80	240,300	290,700	335,200	375,400	389,800	409,000				
	81	240,800	290,900	335,500	375,900	390,000	409,200				
	82	241,500	291,100	336,000	376,500	390,300	409,500				
	83	242,200	291,500	336,400	377,000	390,600	409,800				
	84	242,900	291,800	336,900	377,300	390,800	410,000				
	85	243,500	292,100	337,300	377,700	391,000	410,200				
	86	244,200	292,400	337,800	378,200	391,300					
	87	244,900	292,700	338,300	378,600	391,600					
	88	245,600	293,100	338,800	379,000	391,800					
	89	246,100	293,400	339,100	379,400	392,000					
	90	246,600		339,500	379,900	392,300					
	91	246,900		340,000	380,300	392,600					
	92	247,300		340,400	380,700	392,800					
	93	247,600		340,700	381,000	393,000					
	94			341,100	381,500						
	95			341,600	381,900						
	96			342,000	382,300						
	97			342,200	382,600						
	98			342,600	383,100						
	99			343,100	383,500						
	100			343,500	383,900						
	101			343,700	384,200						
	102			344,100							
	103			344,500							
	104			344,800							
	105			345,100							
	106			345,500							
	107			345,900							
	108			346,300							
	109			346,800							
	110			347,200							
	111			347,600							
	112			348,000							
	113			348,500							
	114			348,900							
	115			349,200							
	116			349,500							
	117			350,000							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。



医師・歯科医師職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	247,900	333,100	397,900	471,700
	2	250,400	336,100	400,800	474,000
	3	252,900	339,000	403,700	476,200
	4	255,400	342,000	406,500	478,500
	5	257,600	344,700	409,100	480,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900
	7	265,200	351,100	414,600	485,100
	8	269,000	354,200	417,300	487,300
	9	272,600	357,000	419,500	489,300
	10	276,600	359,900	422,200	491,400
	11	280,600	363,000	424,800	493,500
	12	284,600	366,200	427,500	495,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700
	14	292,400	372,700	432,400	499,800
	15	296,300	375,900	434,800	501,900
	16	300,200	379,600	437,300	504,000
	17	303,900	383,200	439,300	506,100
	18	307,500	385,900	441,700	508,100
	19	311,000	388,700	444,000	510,100
	20	314,600	391,400	446,400	512,100
	21	318,200	394,200	447,900	513,900
	22	321,900	396,800	450,300	515,700
	23	325,400	399,400	452,600	517,600
	24	328,900	401,800	454,900	519,500
	25	332,400	403,800	456,900	521,200
	26	335,200	406,100	459,200	523,000
	27	337,800	408,300	461,400	524,800
	28	340,400	410,600	463,700	526,600
	29	343,200	412,900	465,800	528,200
	30	345,300	415,000	468,100	530,000
	31	347,500	417,000	470,400	531,800
	32	349,900	419,100	472,600	533,600
	33	352,100	421,000	474,600	535,200
	34	354,500	422,800	476,700	537,000
	35	356,700	424,600	478,800	538,700
	36	359,200	426,600	480,900	540,500
	37	361,400	428,500	483,000	542,100
	38	363,800	430,500	484,800	543,700
	39	366,200	432,400	486,600	545,100
	40	368,400	434,400	488,400	546,700
	41	370,700	436,200	490,100	548,200
	42	372,100	438,000	491,900	549,600
	43	373,600	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100

再任用職員以外の職員	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	572,500
	67		470,400	522,100	573,400
	68		471,000	523,000	574,300
	69		471,300	523,900	575,200
	70		472,000	524,700	576,100
	71		472,700	525,600	577,000
	72		473,400	526,500	577,900
	73		473,800	527,300	578,800
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000		
	83		479,500		
	84		480,000		
	85		480,400		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。



## 看 護 職 給 料 表

職員 の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	163,000	190,500	238,500	261,100	285,900	330,100	374,100
	2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700	332,200	376,700
	3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500	334,200	379,400
	4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400	336,400	382,000
	5	168,800	198,800	245,300	264,700	293,100	338,400	384,200
	6	170,300	201,100	246,600	265,700	294,900	340,500	386,600
	7	171,800	203,400	247,700	266,500	296,800	342,600	388,900
	8	173,300	205,700	249,000	267,500	298,600	344,700	391,200
	9	174,600	208,100	250,000	268,600	300,500	346,200	393,200
	10	176,300	209,500	251,100	269,400	302,400	348,200	395,300
	11	177,900	210,900	252,000	270,500	304,200	350,100	397,500
	12	179,400	212,100	252,900	271,700	306,100	352,100	399,800
	13	180,900	213,500	254,100	273,000	307,600	354,000	401,700
	14	182,900	214,900	255,200	274,200	309,200	356,100	403,700
	15	184,900	216,400	256,000	275,400	311,000	358,200	405,900
	16	186,900	217,600	257,000	276,800	312,800	360,200	408,100
	17	189,100	219,000	257,600	278,100	314,500	362,200	410,100
	18	191,200	220,500	258,500	279,500	316,100	364,200	412,300
	19	193,300	222,000	259,500	280,700	317,800	366,300	414,500
	20	195,400	223,500	260,400	282,000	319,500	368,400	416,600
	21	197,500	224,700	261,300	283,600	320,900	370,100	418,500
	22	199,700	226,400	262,300	285,200	322,400	372,200	420,400
	23	201,900	228,100	263,200	286,700	323,900	374,300	422,200
	24	204,100	229,800	264,200	288,100	325,400	376,300	424,100
	25	206,100	231,100	265,400	289,400	326,800	378,300	425,800
	26	207,400	232,800	266,500	291,200	328,200	379,900	427,400
	27	208,600	234,500	267,700	293,000	329,700	381,800	429,100
	28	209,900	236,200	268,900	294,700	331,300	383,700	430,700
	29	211,100	237,800	270,100	296,000	332,400	385,500	432,000
	30	212,200	239,200	271,600	297,600	333,900	387,200	433,300
	31	213,500	240,500	273,200	299,200	335,300	389,100	434,900
	32	214,700	241,600	274,600	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	216,000	242,800	276,200	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	217,300	243,900	277,700	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	218,600	244,800	279,000	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	219,900	245,900	280,300	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	221,100	246,800	281,900	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	222,500	247,900	283,300	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	223,800	248,800	284,800	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	225,200	249,900	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
	41	226,100	250,400	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
	42	227,500	251,300	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
	43	228,900	252,200	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
	44	230,300	253,100	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
	45	231,500	253,900	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
	46	232,900	254,900	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
	47	234,200	255,800	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
	48	235,500	256,800	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
	49	236,500	257,800	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
	50	237,600	258,900	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
	51	238,600	260,100	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
	52	239,700	261,300	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
	53	240,600	262,400	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
	54	241,700	263,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
	55	242,700	265,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
	56	243,700	266,700	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
	57	244,400	268,200	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
	58	245,400	269,800	310,300	336,400	372,900	425,700	
	59	246,100	271,300	311,500	337,600	373,900	426,300	
	60	247,100	272,800	312,900	338,900	374,900	426,700	

61	248,000	274,200	314,000	340,000	375,500	427,300
62	249,000	275,700	315,300	340,900	376,300	427,800
63	249,800	277,200	316,600	342,100	377,100	428,200
64	250,800	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
65	251,700	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
66	252,600	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
67	253,700	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
68	254,600	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	255,400	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	256,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	257,600	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	258,700	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	260,100	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	261,400	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	262,700	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	263,900	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	264,900	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	266,000	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	267,300	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900	
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200	
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700	
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200	
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	394,700	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	395,200	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	395,600	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	396,000	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	396,400	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	396,900	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	397,300	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	397,700	
106	291,100	321,700	354,000	372,300		
107	291,600	322,200	354,400	372,800		
108	292,100	322,700	354,700	373,300		
109	292,300	323,100	355,200	373,900		
110	292,600	323,500	355,700	374,300		
111	292,800	323,800	356,200	374,800		
112	293,200	324,100	356,700	375,300		
113	293,500	324,500	357,200	375,900		
114	293,700	324,900	357,700	376,300		
115	294,100	325,300	358,200	376,800		
116	294,400	325,600	358,600	377,300		
117	294,700	325,800	359,000	377,900		
118	295,000	326,100	359,400	378,300		
119	295,300	326,500	359,900	378,800		
120	295,700	326,700	360,400	379,300		

再  
任  
用  
職  
員  
以  
外  
の  
職  
員

	121	296,000	326,900	360,800	379,900			
	122	296,400	327,200	361,300	380,300			
	123	296,700	327,500	361,800	380,800			
	124	297,100	327,800	362,300	381,300			
	125	297,300	328,000	362,600	381,900			
	126	297,500	328,300	363,100	382,300			
	127	297,800	328,700	363,600	382,800			
	128	298,200	328,900	364,100	383,300			
	129	298,400	329,100	364,400	383,900			
	130	298,700	329,300	364,900	384,300			
	131	299,100	329,700	365,400	384,800			
	132	299,500	329,900	365,900	385,300			
	133	299,700	330,200	366,200	385,900			
	134	300,000	330,600	366,700	386,300			
	135	300,400	331,000	367,200	386,800			
	136	300,700	331,400	367,700	387,300			
	137	300,900	331,700	368,000	387,900			
	138	301,200	332,100					
	139	301,600	332,500					
	140	301,900	332,900					
	141	302,100	333,200					
	142	302,500	333,600					
再	143	302,900	333,900					
任	144	303,200	334,300					
用	145	303,400	334,600					
職	146	303,600	335,000					
員	147	303,900	335,400					
以	148	304,300	335,800					
外	149	304,500	336,100					
の	150	304,700	336,500					
職	151	305,000	336,900					
員	152	305,300	337,300					
	153	305,700	337,600					
	154	305,900	338,000					
	155	306,100	338,400					
	156	306,400	338,800					
	157	306,700	339,100					
	158	307,000	339,500					
	159	307,300	339,900					
	160	307,600	340,300					
	161	308,000	340,600					
	162	308,300	341,000					
	163	308,600	341,400					
	164	308,900	341,800					
	165	309,300	342,100					
	166	309,600						
	167	309,900						
	168	310,200						
	169	310,600						
	170	310,900						
	171	311,200						
	172	311,500						
	173	311,900						
	174	312,200						
	175	312,500						
	176	312,800						
	177	313,200						
再任用職員以外の職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、助産師、看護師及び准看護師である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

# 警 察 職 給 料 表

職員 の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	167,700	183,500	209,900	249,600	292,900	319,300	347,600	381,900	422,800
	2	169,400	185,200	211,900	251,400	294,900	321,500	349,800	384,100	424,600
	3	171,200	187,000	213,900	253,200	297,000	323,800	352,100	386,000	426,500
	4	172,900	188,800	215,900	255,000	299,300	325,900	354,300	388,100	428,400
	5	174,400	190,700	217,900	256,700	301,000	328,100	356,300	389,800	429,800
	6	176,300	193,000	219,700	258,500	303,200	330,300	358,400	391,800	431,500
	7	178,100	195,300	221,700	260,100	305,300	332,600	360,600	393,600	433,100
	8	180,000	197,600	223,600	261,800	307,500	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	181,700	199,800	225,700	263,100	309,400	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	183,400	202,400	227,500	264,700	311,600	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	185,100	204,900	229,300	266,000	313,900	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	186,800	207,400	231,100	267,300	316,000	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	188,700	209,700	232,900	268,700	318,100	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	190,800	211,500	234,800	270,100	320,400	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	192,900	213,300	236,700	271,200	322,600	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	195,000	215,100	238,600	272,500	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	197,200	217,000	240,100	273,300	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	199,600	218,700	241,900	274,700	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	202,000	220,600	243,700	276,100	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	204,400	222,400	245,500	277,500	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	206,900	224,100	247,100	278,800	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	208,700	225,900	248,500	280,200	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	210,400	227,700	249,700	281,500	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	212,200	229,500	251,000	283,000	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	214,100	231,100	252,300	284,200	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	215,800	232,800	253,500	286,000	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	217,600	234,500	254,800	288,000	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	219,300	236,200	256,000	290,000	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	221,200	237,400	257,100	291,900	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	223,000	239,200	258,200	293,900	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	224,800	241,000	259,500	295,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	226,600	242,800	260,600	297,600	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	228,200	244,200	261,100	299,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	229,900	245,700	262,300	301,100	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	231,600	247,000	263,400	303,000	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	233,300	248,400	264,600	304,800	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	234,500	249,700	265,500	306,600	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	236,300	251,000	266,700	308,500	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	238,100	252,200	267,700	310,400	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	239,900	253,400	268,700	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
	41	241,300	254,500	269,900	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	242,700	255,700	271,200	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	244,000	256,800	272,500	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	245,200	257,900	273,700	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
	45	246,500	258,600	274,800	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	247,600	259,700	276,300	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	476,900
	47	248,600	260,800	277,800	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	477,300
	48	249,500	262,000	279,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	477,700
	49	250,300	262,900	281,100	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	478,000
	50	251,400	264,100	282,800	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	478,400
	51	252,600	265,100	284,500	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	478,800
	52	253,700	266,200	286,000	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	479,200
	53	254,300	267,400	287,500	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	479,500
	54	255,500	268,300	289,300	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
	55	256,400	269,700	291,000	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
	56	257,600	270,900	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
	57	258,600	271,900	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
	58	259,600	273,500	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	
	59	260,400	274,900	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	
	60	261,400	276,400	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	

61	262,500	278,000	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800
62	263,400	279,600	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300	455,000
63	264,500	281,200	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600	455,200
64	265,400	282,700	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900	455,400
65	266,500	284,100	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200	455,800
66	267,700	285,500	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500	456,000
67	268,900	287,000	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800	456,200
68	270,000	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100	456,400
69	271,200	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300	456,800
70	272,600	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600	457,000
71	274,000	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900	457,200
72	275,300	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200	457,400
73	276,500	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400	457,800
74	277,900	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700	458,000
75	279,300	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000	458,200
76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300	458,400
77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500	458,800
78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800	
79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100	
80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400	
81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600	
82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900	
83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200	
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500	
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700	
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500	441,000	
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800	441,300	
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000	441,600	
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200	441,800	
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500	442,100	
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800	442,400	
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000	442,700	
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200	442,900	
94	300,600	324,200	350,600	384,200	416,100	425,500		
95	301,700	325,600	352,100	384,800	416,500	425,800		
96	303,000	326,900	353,600	385,300	416,900	426,000		
97	304,100	328,100	354,900	385,700	417,200	426,200		
98	305,300	329,400	356,100	386,100	417,600	426,500		
99	306,500	330,700	357,200	386,700	418,000	426,800		
100	307,700	332,000	358,400	387,200	418,400	427,000		
101	308,900	333,400	359,500	387,600	418,700	427,200		
102	309,900	334,300	360,600	388,100	419,100			
103	311,000	335,400	361,700	388,700	419,500			
104	312,000	336,600	362,900	389,200	419,900			
105	312,800	337,700	364,100	389,500	420,200			
106	313,400	338,800	364,600	389,900				
107	314,000	339,800	365,200	390,400				
108	314,700	340,900	365,800	390,700				
109	315,200	342,100	366,400	391,000				
110	315,700	343,100	366,900	391,500				
111	316,200	344,100	367,400	392,000				
112	316,800	345,000	367,900	392,500				
113	317,600	345,900	368,300	392,800				
114	318,300	346,800	368,700	393,300				
115	319,000	347,800	369,300	393,800				
116	319,700	348,800	369,800	394,300				
117	320,300	349,800	370,200	394,600				
118	321,100	350,300	370,700	395,100				
119	321,800	350,900	371,300	395,600				
120	322,600	351,500	371,800	396,100				

再任用職員以外の職員	121	323,200	351,800	372,000	396,500					
	122	323,500	352,200	372,500	397,000					
	123	324,000	352,700	373,000	397,400					
	124	324,500	353,100	373,400	397,900					
	125	324,800	353,500	373,900	398,300					
	126	325,100	353,900	374,400	398,800					
	127	325,600	354,400	374,900	399,200					
	128	326,100	354,800	375,400	399,700					
	129	326,400	355,200	375,700	400,100					
	130	326,700	355,600	376,200	400,600					
	131	327,200	356,000	376,700	401,000					
	132	327,700	356,400	377,200	401,500					
	133	328,000	356,600	377,500	401,900					
	134		357,100	378,000	402,400					
	135		357,500	378,400	402,800					
	136		357,800	378,800	403,300					
	137		358,100	379,100	403,700					
	138		358,500	379,600						
	139		359,000	380,100						
	140		359,500	380,600						
	141		359,800	380,900						
	142		360,300	381,400						
	143		360,800	381,900						
	144		361,300	382,400						
	145		361,600	382,700						
146		362,100	383,200							
147		362,600	383,700							
148		363,100	384,200							
149		363,400	384,500							
150		363,900	385,000							
151		364,400	385,500							
152		364,900	386,000							
153		365,200	386,300							
154		365,700	386,800							
155		366,200	387,300							
156		366,700	387,800							
157		367,000	388,100							
158		367,500								
159		368,000								
160		368,500								
161		368,800								
162		369,300								
163		369,800								
164		370,300								
165		370,600								
再任用職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

# 高等学校教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級					
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額					
		円	円	円	円	円					
再任用職員以外の職員	1	157,900	173,900	272,700	330,200	416,900	61	258,700	306,400	392,800	434,200
	2	159,400	176,000	275,000	332,400	418,700	62	259,800	308,800	394,300	435,500
	3	160,900	178,100	277,100	334,700	420,500	63	261,200	311,300	395,700	436,800
	4	162,400	180,300	279,200	336,800	422,200	64	262,300	313,600	397,300	438,000
	5	164,100	182,300	281,300	339,000	423,700	65	263,600	315,800	398,700	439,200
	6	166,000	184,500	283,500	341,200	425,200	66	265,100	318,000	399,600	440,400
	7	167,800	186,700	285,800	343,500	427,100	67	266,600	320,100	400,800	441,600
	8	169,600	188,900	287,900	345,800	429,000	68	268,300	322,300	402,100	442,800
	9	171,400	191,200	290,100	347,500	430,800	69	269,700	324,200	403,300	444,000
	10	173,500	194,000	292,100	349,600	432,600	70	271,100	326,300	404,500	445,200
	11	175,500	196,700	294,000	351,700	434,500	71	272,500	328,400	405,700	446,400
	12	177,500	199,400	296,000	353,800	436,300	72	273,900	330,400	407,000	447,600
	13	179,500	202,300	298,100	355,900	438,000	73	275,000	332,500	407,900	448,700
	14	181,700	204,000	300,800	357,900	439,900	74	276,400	334,600	409,100	449,300
	15	183,900	205,600	303,500	359,900	441,700	75	277,800	336,800	410,200	449,800
	16	186,100	207,300	306,400	361,900	443,600	76	279,000	339,000	411,400	450,300
	17	188,400	209,100	308,700	363,500	445,300	77	280,200	340,700	412,400	450,800
	18	191,000	210,700	311,300	365,400	447,100	78	281,400	342,900	413,400	451,400
	19	193,500	212,400	313,600	367,200	448,900	79	282,600	344,900	414,400	451,900
	20	196,000	214,000	316,300	369,200	450,700	80	283,800	347,100	415,300	452,400
	21	198,500	215,800	318,900	370,800	452,300	81	284,900	348,900	416,000	452,900
	22	200,200	217,700	321,100	372,700	454,000	82	286,100	350,800	416,800	453,500
	23	201,900	219,600	323,400	374,500	455,900	83	287,300	352,800	417,700	454,000
	24	203,600	221,500	325,500	376,400	457,600	84	288,500	354,800	418,500	454,500
	25	205,100	223,000	327,400	377,700	459,300	85	289,500	356,400	418,900	455,000
	26	206,600	225,000	329,500	379,500	460,900	86	290,600	358,300	419,500	455,600
	27	208,300	227,000	331,800	381,300	462,500	87	291,600	360,100	419,900	456,100
	28	209,900	229,000	334,100	383,200	464,000	88	292,800	362,000	420,500	456,600
	29	211,400	230,800	335,800	385,000	465,500	89	293,900	363,800	421,100	457,100
	30	213,100	233,500	338,000	386,900	466,800	90	295,000	365,500	421,400	457,700
	31	214,800	236,200	340,200	388,800	468,100	91	296,200	367,200	421,600	458,200
	32	216,500	238,900	342,300	390,800	469,400	92	297,400	368,800	421,800	458,700
	33	218,000	241,500	344,200	392,500	470,600	93	297,900	370,300	422,000	459,200
	34	219,800	244,300	346,300	394,200	471,300	94	298,900	371,800	422,200	
	35	221,600	246,900	348,500	395,800	472,000	95	300,000	373,300	422,500	
	36	223,400	249,600	350,700	397,600	472,700	96	301,200	374,700	422,700	
	37	224,900	252,100	352,400	398,800	473,300	97	302,200	375,800	423,000	
	38	226,700	254,600	354,500	400,300	474,000	98	303,300	377,200	423,300	
	39	228,500	257,100	356,400	401,700	474,700	99	304,300	378,600	423,600	
	40	230,300	259,400	358,500	403,100	475,400	100	305,400	379,900	423,800	
	41	232,000	262,000	360,400	404,800	476,000	101	306,300	381,200	424,100	
	42	233,700	264,400	362,400	406,200	476,700	102	307,400	382,500	424,400	
	43	235,300	266,600	364,300	407,500	477,400	103	308,500	383,700	424,700	
	44	236,900	268,800	366,300	409,000	478,100	104	309,500	385,000	425,000	
	45	238,300	270,900	367,600	410,600	478,700	105	310,100	386,300	425,300	
	46	239,700	273,100	369,400	411,900	479,400	106	311,000	387,400	425,600	
	47	241,000	275,300	371,000	413,400	480,100	107	311,800	388,700	425,900	
	48	242,200	277,300	372,800	415,000	480,800	108	312,600	389,900	426,200	
	49	243,600	279,600	374,300	416,700	481,400	109	313,500	391,300	426,500	
	50	245,100	281,600	375,900	418,100	482,100	110	313,900	392,300	426,800	
	51	246,300	283,500	377,500	419,700	482,800	111	314,300	393,400	427,100	
	52	247,800	285,500	379,100	421,200	483,500	112	314,800	394,400	427,400	
	53	249,000	287,300	380,700	422,900	484,100	113	315,400	395,300	427,700	
	54	250,200	289,700	382,400	424,400	484,800	114	315,800	396,300	428,000	
	55	251,600	292,000	384,100	426,000	485,500	115	316,300	397,400	428,300	
	56	252,700	294,500	385,700	427,600	486,200	116	316,800	398,500	428,600	
	57	254,000	296,500	386,900	429,100	486,800	117	317,400	399,200	428,900	
	58	255,100	299,000	388,400	430,600		118	317,900	400,100	429,200	
	59	256,200	301,300	389,800	431,800		119	318,300	401,000	429,500	
	60	257,400	304,000	391,300	433,000		120	318,800	401,900	429,800	

	121	319,300	402,700	430,100		
	122	319,700	403,600			
	123	320,200	404,400			
	124	320,700	405,200			
	125	321,300	405,800			
	126	321,600	406,500			
	127	321,900	407,200			
	128	322,200	407,900			
	129	322,400	408,500			
	130	322,700	409,000			
	131	323,000	409,400			
	132	323,300	409,800			
	133	323,500	410,200			
	134	323,700	410,500			
	135	323,900	410,800			
	136	324,200	411,000			
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	137	324,500	411,200			
	138	324,700	411,500			
	139	325,000	411,800			
	140	325,300	412,000			
	141	325,500	412,200			
	142	325,700	412,500			
	143	326,000	412,800			
	144	326,200	413,000			
	145	326,500	413,200			
	146	326,700	413,500			
	147	327,000	413,800			
	148	327,300	414,000			
	149	327,500	414,200			
	150	327,700	414,500			
	151	328,000	414,800			
	152	328,300	415,000			
	153	328,500	415,200			
	154	328,800	415,500			
	155	329,100	415,800			
	156	329,400	416,000			
	157	329,600	416,200			
	158	329,900	416,500			
	159	330,200	416,800			
	160	330,500	417,000			
	161	330,700	417,200			
	162	331,000	417,500			
	163	331,300	417,800			
	164	331,600	418,000			
	165	331,800	418,200			
	166	332,100	418,500			
	167	332,400	418,800			
	168	332,700	419,000			
	169	332,900	419,200			
再任用 職員		234,000	274,300	301,300	331,100	415,200

- 備考 1 この表は、高等学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。



## 中学校・小学校教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級												
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	61	62	63	64	65							
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	157,900	173,900	272,700	291,300	406,700	61	258,100	306,400	384,500	401,200							
	2	159,400	176,000	275,000	293,900	408,200	62	259,100	308,800	385,700	402,200							
	3	160,900	178,100	277,100	296,800	409,700	63	260,300	311,300	386,700	403,600							
	4	162,400	180,300	279,200	299,300	411,200	64	261,200	313,600	387,800	404,900							
	5	164,100	182,300	281,300	301,800	412,600	65	262,200	315,800	389,000	406,100							
	6	166,000	184,500	283,500	304,200	414,000	66	263,600	318,000	390,000	407,200							
	7	167,800	186,700	285,800	306,500	415,500	67	265,000	320,100	391,100	408,400							
	8	169,600	188,900	287,900	308,900	417,100	68	266,400	322,300	392,300	409,500							
	9	171,400	191,200	290,100	311,300	418,500	69	268,000	324,200	393,100	410,500							
	10	173,500	194,000	292,100	313,900	419,900	70	269,500	326,300	394,200	411,700							
	11	175,500	196,700	294,000	316,600	421,300	71	271,000	328,400	395,300	412,900							
	12	177,500	199,400	296,000	319,500	422,600	72	272,400	330,400	396,400	414,100							
	13	179,500	202,300	298,100	321,900	423,900	73	273,400	332,500	397,400	414,700							
	14	181,700	204,000	300,800	323,900	425,300	74	274,600	334,600	398,300	415,500							
	15	183,900	205,600	303,500	325,900	426,700	75	275,900	336,800	399,300	416,200							
	16	186,100	207,300	306,400	328,200	428,100	76	277,100	339,000	400,300	416,700							
	17	188,400	209,100	308,700	330,200	429,300	77	278,300	340,700	401,100	417,000							
	18	191,000	210,700	311,300	332,400	430,600	78	279,400	342,600	402,100	417,400							
	19	193,500	212,400	313,600	334,700	431,800	79	280,600	344,300	403,000	417,800							
	20	196,000	214,000	316,300	336,800	433,100	80	281,800	346,100	404,000	418,200							
	21	198,500	215,800	318,900	339,000	434,200	81	283,000	347,900	404,700	418,500							
	22	200,200	217,700	321,100	341,200	435,400	82	283,900	349,700	405,500	418,900							
	23	201,900	219,600	323,400	343,500	436,700	83	285,100	351,100	406,200	419,300							
	24	203,600	221,500	325,500	345,800	438,000	84	286,300	352,900	406,900	419,600							
	25	205,100	223,000	327,400	347,500	439,300	85	287,200	354,100	407,400	419,900							
	26	206,500	225,000	329,500	349,300	440,500	86	288,100	355,700	408,100	420,300							
	27	208,100	227,000	331,800	351,200	441,500	87	288,800	357,200	408,600	420,700							
	28	209,600	229,000	334,100	353,100	442,600	88	289,800	358,700	409,300	421,000							
	29	211,300	230,800	335,800	354,900	443,800	89	290,800	360,000	409,800	421,300							
	30	213,000	233,500	338,000	356,700	444,600	90	291,700	361,300	410,100	421,600							
	31	214,700	236,200	340,200	358,400	445,400	91	292,600	362,700	410,300	421,900							
	32	216,400	238,900	342,300	360,300	446,300	92	293,400	364,100	410,500	422,100							
	33	217,800	241,500	344,400	361,600	447,200	93	293,700	365,600	410,800	422,300							
	34	219,500	244,300	346,200	363,300	447,700	94	294,400	366,900	411,100	422,600							
	35	221,200	246,900	348,100	364,800	448,200	95	295,100	368,200	411,400	422,900							
	36	222,900	249,600	349,900	366,600	448,700	96	295,900	369,400	411,700	423,100							
	37	224,300	252,100	351,200	368,500	449,200	97	296,700	370,400	412,100	423,300							
	38	226,000	254,600	353,000	370,000	449,700	98	297,500	371,400	412,400	423,600							
	39	227,700	257,100	354,600	371,300	450,200	99	298,300	372,400	412,700	423,900							
	40	229,400	259,400	356,300	372,900	450,700	100	299,000	373,400	413,000	424,100							
	41	231,000	262,000	358,200	374,000	451,200	101	299,900	374,300	413,300	424,300							
	42	232,700	264,400	360,000	375,400	451,700	102	300,400	375,300	413,600	424,600							
	43	234,300	266,600	361,400	376,800	452,200	103	300,900	376,300	413,900	424,900							
	44	235,900	268,800	363,100	378,300	452,700	104	301,400	377,300	414,200	425,100							
	45	237,600	270,900	364,200	379,700	453,200	105	301,600	378,100	414,500	425,300							
	46	239,100	273,100	365,500	381,300	453,700	106	302,000	379,000	414,800	425,600							
	47	240,400	275,300	366,900	382,900	454,200	107	302,300	379,900	415,100	425,900							
	48	241,800	277,300	368,300	384,400	454,700	108	302,500	380,900	415,400	426,100							
	49	243,000	279,600	369,600	385,800	455,200	109	302,700	381,700	415,700	426,300							
	50	244,400	281,600	371,100	387,300	455,700	110	302,900	382,700	416,000	426,600							
	51	245,900	283,500	372,600	388,800	456,200	111	303,200	383,700	416,300	426,900							
	52	247,100	285,500	374,100	390,200	456,700	112	303,500	384,700	416,600	427,100							
	53	248,200	287,300	375,400	391,400	457,200	113	303,700	385,300	416,900	427,300							
	54	249,600	289,700	376,800	392,700	457,700	114		386,200	417,200								
	55	250,800	292,000	378,200	393,800	458,200	115		387,100	417,500								
	56	252,000	294,500	379,500	394,900	458,700	116		388,000	417,800								
	57	253,200	296,500	380,200	396,300	459,200	117		388,800	418,100								
	58	254,400	299,000	381,400	397,500		118		389,500	418,400								
	59	255,500	301,300	382,600	398,700		119		390,300	418,700								
	60	256,700	304,000	383,700	400,000		120		391,100	419,000								

	121		391,700	419,300		
	122		392,500	419,600		
	123		393,200	419,900		
	124		393,900	420,200		
	125		394,500	420,500		
	126		395,200			
	127		395,700			
	128		396,300			
	129		397,000			
	130		397,600			
	131		398,100			
	132		398,600			
	133		398,900			
	134		399,200			
	135		399,500			
	136		399,800			
	137		400,100			
	138		400,400			
	139		400,700			
再	140		401,000			
任	141		401,300			
用	142		401,600			
職	143		401,900			
員	144		402,200			
以	145		402,400			
外	146		402,700			
の	147		403,000			
職	148		403,200			
員	149		403,400			
	150		403,700			
	151		404,000			
	152		404,200			
	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
	158		405,700			
	159		406,000			
	160		406,200			
	161		406,400			
	162		406,700			
	163		407,000			
	164		407,200			
	165		407,400			
	166		407,700			
	167		408,000			
	168		408,200			
	169		408,400			
	170		408,700			
	171		409,000			
	172		409,200			
	173		409,400			
再任用職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

- 備考 1 この表は、中学校、小学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

# 任期付研究員給料表

## 第1号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	396,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

## 第2号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	330,000
2	366,000
3	394,000

# 特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

